小規模個人再生による再生計画不認可

平成２２年（再イ）第２０号

宮崎県延岡市桜園町34番地

再生債務者　緒方　晴久

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成22年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。

平成22年10月13日　宮崎地方裁判所延岡支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第７２３号

東京都新宿区白銀町１―12―603

再生債務者　松岡貴代志

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成22年10月12日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第１００００１号

長崎県佐世保市吉井町直谷1266番地７

再生債務者　福田　健次

1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年11月４日まで

4　一般異議申述期間　平成22年11月18日から平成22年11月25日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

平成２２年（再ロ）第１００６８号

東京都葛飾区白鳥２―４―４―209

再生債務者　花村泰弘こと　金　　泰弘

1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年11月10日まで

4　一般異議申述期間　平成22年11月24日から平成22年12月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１０８号

東京都品川区北品川１―28―５―301

再生債務者　伊豆　　眞

1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年11月10日まで

4　一般異議申述期間　平成22年11月24日から平成22年12月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１１０号

東京都練馬区東大泉７―34―33

再生債務者　松本　泰浩

1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年11月10日まで

4　一般異議申述期間　平成22年11月24日から平成22年12月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１００４３号

東京都世田谷区北烏山８―29―20―201

再生債務者　加藤　光行

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月12日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１６号

宮城県宮城郡利府町しらかし台４丁目15番地２

再生債務者　十文字亜紀子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月14日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第７号

兵庫県伊丹市奥畑１丁目38番地　菊花荘６号室

再生債務者　有村　博己

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月13日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（再ロ）第３号

三重県津市半田1128番地88

再生債務者　宇佐見拓司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月14日　　津地方裁判所再生係

平成２２年（再ロ）第３号

山口県下関市丸山町４丁目４番３―205号

小林マンション

再生債務者　加藤　清美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月14日

山口地方裁判所下関支部再生係

平成２２年（再ロ）第２号

愛媛県伊予郡松前町大字西古泉51番地１

再生債務者　堀川　禎則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月14日　　松山地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第１０１２４号

東京都世田谷区経堂５―17―17

再生債務者　後藤美津子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。

平成22年10月12日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第５号

千葉県松戸市常盤平陣屋前５番地の９　ハーモニー八柱305号

再生債務者　千葉　　智

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。

平成22年10月13日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成１８年（再ロ）第２号

三重県名張市つつじが丘南２番町２番地

再生債務者　松野登志雄

1　意見聴取に付する変更再生計画案　平成22年９月２日付け変更再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年11月10日まで

平成22年10月13日　　津地方裁判所伊賀支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本支社公告第12号

平成22年10月31日に投票を行う予定であった仙塩広域都市計画事業仙台市あすと長町土地区画整理審議会委員（宅地について借地権を有する者から選挙する委員）の補欠選挙については、候補者がいないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。

また、この補欠選挙において、当選人がないので、同令第38条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年 10 月 22 日

独立行政法人都市再生機構東日本支社

支社長　根岸　　尚

訂正及びお詫び

訂正

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年四月十二日

掲載頁　九十頁（号外第八十号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年九月二十八日

掲載頁　九十頁（号外第二〇三号）

平成二十二年十月二十二日

東京都港区浜松町一丁目二五番一〇号

（甲）株式会社アロイ

代表取締役　西田　光作

東京都港区浜松町一丁目二五番一〇号

（乙）株式会社アロイテクノサービス

代表取締役　西田　光作